

手技療法家の先生へ

一般的な治療の賠償責任保障の約款を読んだことがありますか？

賠償責任保障
専門職業賠償責任保障・・・ 施術の結果患者の身体、財物に損害を与えた場合の保障
施設賠償責任保障・・・・・・ 施設の欠陥、管理上の不備で患者や近隣に損害を与えた場合の保障

★ 専門職業賠償責任保障 二つの問題点 ★

【損害賠償責任保障は 一般的に1商品1資格を保障】

現在販売されている損害賠償責任保障の主流として、一般的には1商品1資格となっております。その保障は各協会等を通じて加入することが多く、その場合には団体が認める施術のみが保障対象と規定するケースがほとんどです。これを例にすると、柔道整復師と鍼灸師など2つの異なる国家資格をもつ先生が開業されている場合、それぞれの団体等に加え、その団体等を通じて保障に加入するため、保障も2つの制度に加入することになります。当然、柔整師、鍼灸師、アマ指師の3種類の資格を用いて開業されている場合は3種の異なった保障へ加入することがほとんどでしょう。なお、先生方個人で直接保障に加入する”個人契約”としての引受けは、現在のところほとんど取扱っていない模様です。

【専門職業不担保特約条項】

柔整、鍼灸、マッサージを含む専門危険職業に分類される職業においては、一般的な賠償責任保険標準約款のなかでは「専門危険職業不担保条項」として業務に起因する賠償責任は免責となっております。そのため、専門職業の業務に起因する賠償責任を保障する場合は、個別に特約を付帯する必要があります。また、引受け可能な専門職業の範囲は保障商品により異なるため、職業によっては引受けを制限する場合もあるようです。

JHA日本治療協会が解決します。

* 国家資格コース

JHAが認定する国家資格者による行為は1つの保障ですべてカバーします

* 民間資格コース

JHAが認定する民間資格者も加入できるコースがあります

* 個人の方でも加入できます。

* 入会金・年会費はありません。

※この保障はJHAの会員のみが加入できます。会員登録等に関するお問合せは下記へお願いします。

【平成14年接骨院5000人へのアンケート結果】

柔道整復師の医療事故に関して平成14年に約5000人の開業者へのアンケートが行なわれた。回答は1060名だったが、この調査では、柔道整復師による施術により患者さんが傷害を被ったり症状の悪化をきたした例が「ある」と答えた人が456名もいたことがわかった。

確証がないので答えにくい393名、ない173名。「過去1年間でどのくらいありましたか」では「1～5件」と答えた人が300名「6～9件」37名、「10件以上」26名その内容として不適切な施術による骨折106名、不適切な施術による症状の悪化356名、骨折・脱臼・靭帯損傷を施術して強く傷害を残した118名などだった。

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】

JHA日本治療協会

担当：佐藤

TEL03(5289)8171 FAX03(5289)8173

<http://www.jha-kyosai.org>

受付時間：平日 10:00～18:00

〒156-0041 東京都世田谷区大原 2-17-6-210